

希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事等契約事務取扱要領に定めるもののうち、千葉都市モノレール株式会社（以下「会社」という。）が発注する工事又は製造の請負及び工事用材料、機械器具類の買入れ並びに調査・測量・設計等の委託業務（以下「工事等」という。）において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、原則として会社が発注する全ての工事等とする。ただし、建設工事等契約事務取扱要領第18条各項に該当する場合はこの限りではない。

(定義)

第3条 この要領において、工事等の施工に関する事務を分掌する課長を工事担当課長といい、工事等の契約に関する事務を分掌する課長を契約担当課長という。

(参加資格要件)

第4条 希望型指名競争入札の参加資格要件は、次に掲げる要件すべてに該当することとする。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でないこと
 - (2) 対象工事等の入札日前6ヶ月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更正手続開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていないものでないこと
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないものでないこと
 - (5) 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていること
 - (6) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を対象工事等の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けていないこと
 - (7) 前各号のほか必要と認めて定める要件
- 2 前項に定めるもののほか、対象工事等の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたとき、入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。
- (1) 対象工事等と同種工事等の履行実績
 - (2) 技術者の配置
 - (3) 前各号のほか対象工事等ごとに必要と認めて定める要件

(参加資格要件の審査)

第5条 工事担当課長は、前条の規定により参加資格要件を定めたときは、建設工事等指名業者選定審査会の審査を受け、社長の決裁を得るものとする。

(対象工事等の公表)

第6条 工事担当課長は、対象工事等を工事等発注表（様式第1号）により公表するものとする。

2 工事等発注表により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業種
- (2) 工事等の名称（委託名）
- (3) 施工場所（履行場所）
- (4) 工事概要（委託概要）
- (5) 工期（履行期間）
- (6) 資格要件
- (7) 申込期間
- (8) その他

(入札参加申込の手続)

第7条 入札参加希望者は、対象工事等について入札参加の申し込みをしようとするときは、希望型指名競争入札参加申込書（様式第2号。以下「入札参加申込書」という。）を提出しなければならない。

2 契約担当課長は、入札参加申込書の受付に際して必要があると認めるときは、履行実績に係る契約書の写し等の関係書類の提出を求めることができる。

(入札参加申込の期間)

第8条 入札参加の申し込み期間は、対象工事等の公表を開始した日から公表の最終日までとし、原則5日間とする。

(指名業者の審査等)

第9条 入札参加申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第4条に規定する参加資格要件を満たしている者について、指名業者として選定することとする。

2 前項の規定により、指名業者を選定し、又は業者を指名しないこととするときは、所定の決裁を得るものとする。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第10条 資格要件等を満たしている希望申込業者については、すべて指名するものとする。

2 資格要件等を満たさず希望申込業者が1社の場合は、希望型指名競争入札の手続きは中止し、改めて指名競争入札により実施するものとする。

3 前項の規定により指名競争入札に切り替える場合の指名業者選定に際しては、当該希望者を原則として考慮するものとする。

(非指名通知)

第11条 社長は、入札参加申込書を提出した者の中で、指名をしないこととしたものに対しては、その旨を非指名通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

2 前項の非指名通知書を受けたものは、非指名の理由について、当該通知のあった日から3日以内に、書面にて説明を求めることができる。

3 社長は、前項による請求があった場合は、回答通知書（様式第4号）により回答しなければならない。

(入札参加申込書を提出した者が不在の場合の取扱)

第12条 入札参加申込書を提出した者が不在の場合は、希望型指名競争入札の実施をとりやめ、通常の指名競争入札を実施するものとする。

(この要領に定める手続以外の手続)

第13条 この要領に定める手続以外の希望型指名競争入札の手続きについては、通常の指名競争入札の手続きの例による。

(補則)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。